

農地・水・環境保全だより 第45号

編集・発行 三重県農地・水・環境保全向上対策協議会

活動組織の紹介

◆ 矢川環境保全会（名張市）

設立 2008年（平成20年）

取り組み面積 田：29ha 畑：0

主要施設 開水路：6.4km 農道：4.7km ため池：7か所

構成員 農業者46名 非農業者31名 その他4団体

活動の基本

1. 矢川地区の農業資産・環境保全の観点から農用地、農道、水路、景観形成、世代間交流などの事業の取り組み。
2. 農業従事者の高齢化、担い手不足に伴う諸問題の対応。

活動内容

○景観形成

地域を走る電車から見える農地法面へのシバザクラ植栽（約500m）や、休耕地への菜の花の植栽などの効果で、最近ではビュースポットとしてSNS等で紹介され鉄道カメラマンや観光客も訪れるようになりました。

そのほか、つつじの植栽や雑木の伐採、プランターの植栽なども行っています。女性環境役員も加わり、女性の視点も取り入れ景観形成のパワーアップを考えています。



シバザクラの植栽と景観保全



ビュースポットとなった
遊休農地の菜の花

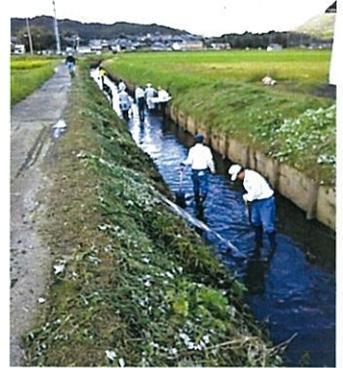
○ため池の保全

地区内にあるため池の保全活動を推進中。日常点検及び改修工事を行い、保全管理に力を入れ、大雨や台風等の非常時の防災力を向上しています。

○ホタルの保護活動

“ほたるの里”の復活へ向け、水路でのホタル繁殖活動の取組みで、ホタルの生育循環を地元の蛍研究者から学び実践し、地区をあげての水路掃除や、整備などを行う一方、両端の小石は残す、苔はある程度残す…等ホタル生育循環の取組みを行なっています。

コロナ禍において、行事が中止になっておりますが、通常では世代間交流事業として、ホタルの鑑賞会なども行います。



区・環境整備 水路の泥上げ・整備



ホタルプロジェクトの看板



○広報新聞の作成

平成24年度から啓発運動として「環境新聞やがわ」を毎年発行。5月の「環境総会」で全戸に配布をしています。

また、毎月の環境状況を「矢川区事項書」に掲載しており区民の理解と協力を得ています。

○その他

毎月（原則）の定例役員会議は、当初計画の進捗状況と推進課題を確認しながら進めています。



環境新聞やがわ 2020年度版

目指すべき姿

《多面的機能支払交付金》を活用し、

- 農家の担い手不足により、担い手だけで全ての農地を管理することは困難であるので、農家、非農家が互いに補完し協力できるような体制を構築する。
- 農業用水路・ため池の補修・保全を計画的に行い、将来の維持管理が少しでも省略できるような取り組みを進める。
- 地域外の人が訪れる景観スポットなどの構築、及び有休地の有効活用に取り組む。

事務局からのお知らせ

令和3年度 制度の一部が改正されました。

1. 新たな加算措置が創設されます

水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進

田んぼダムの取組を行い、一定の取組面積等の要件を満たす場合、資源向上支払（共同）の単価が加算されます。

1. 加算対象となる田んぼダムの定義

「田んぼダム」とは、大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組。



流出を抑制する落水量調整装置の例



田んぼダム実施

田んぼダム未実施

写真：新潟市

2. 加算措置の要件

①事業計画の変更

市町が水田貯留機能強化計画を作成し、その計画に基づいて、資源向上支払（共同）の活動項目「48 水田の貯留機能向上の活動」または「55 防災・減災力の強化」の取組として田んぼダムを実施すること。

実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1-3号の事業計画書に記載すること。

②実施面積

事業計画期間中に、資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上（広域活動組織の場合は、加算措置に取り組む集落毎に交付を受ける田面積全体の5割以上）で田んぼダムに取り組むこと。

3. 加算単価

資源向上支払（共同）加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320

※本支払の活動を5年以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額とする。



注1) 加算対象面積は、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体です。
注2) 要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

2. 活動内容が拡充されます

鳥獣被害防止対策の強化

◆これまで

「5.3 農地周りの環境改善活動の強化」

◆これから

「5.3 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」

「鳥獣緩衝帯※1の整備・保全管理」も対象となります。



鳥獣緩衝帯（イメージ）

※1 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が策定する鳥獣被害防止計画に基づく活動の中で設置されたもの等

3. 事務が簡素化されます

報告書等における押印を省略可能

多面的機能支払交付金実施要領に定める、**市町村へ提出する様式について、押印を省略することが可能**になります。

※日当の受領印については、活動組織内での合意のもと省略することも可能ですが、サインに代替するなどして、活動に参加した本人が受領したことを確認すること。

(例) (様式第1-1号)

	令和〇年〇月〇日
市町村長 殿	
	活動組織名 代表者の氏名
	印

省略可



日本国内で4月26日、新型コロナウイルスに感染して亡くなった方が1万人を超え、今、感染力の強い変異株により感染者が急増しています。そんな中ようやく65歳以上の高齢者へのワクチン接種が本格的に始まりました。

活動組織の皆様方におかれましては、今一度、感染対策を徹底して活動に取り組んで下さい。

日頃の皆さまの活動を「たより」に紹介しますので、紹介を希望される方は事務局までどんどん投稿して下さい。

投稿先 〒514-0006 津市広明町330番地
三重県農地・水・環境保全向上対策協議会
TEL: 059-226-4824 FAX: 059-225-7332

三重県農地・水・環境保全向上対策協議会